

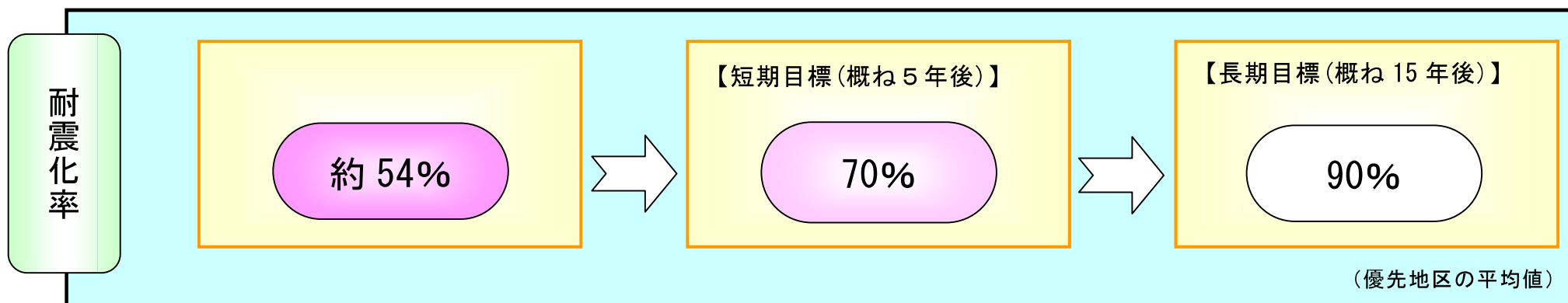
3-2 「建物が倒壊しないまち」

建物の耐震化の促進により、倒壊・崩壊しないまちの形成と避難・消防活動等の経路確保を図る

密集住宅市街地には、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された耐震性の劣る建物が数多く残っているが、これらの建物は大規模地震時には倒壊・崩壊の危険性が高いことに加え、倒壊等による道路閉塞が、避難や消防活動等の支障となる恐れもある。また、近年の大規模地震では、犠牲者の多くが、倒壊した建物や家具等の下敷きになった圧死によるものであったことから、大規模地震時に建物の倒壊等を防ぐことが重要である。このため、建物の建替えや耐震改修を進めることにより、「建物が倒壊しないまち」の実現を図り、人命を守るとともに、避難・消防活動等の経路を確保する。

また、「建物が倒壊しないまち」の実現に向け、住宅の「耐震化率」を成果指標とし、当面は市内の耐震化率の平均である70%の達成を図るとともに、長期的には、国の中央防災会議において耐震化の減災目標として設定された「耐震化率」90%を目指す。

成果目標



※耐震化率：本戦略では、優先地区の住宅の床面積の合計に対する耐震性のある住宅の床面積の割合として推計した。耐震性のある住宅の床面積は、「昭和56年以降に建築された住宅」及び「昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性があると推計した住宅の床面積」の合計とした。